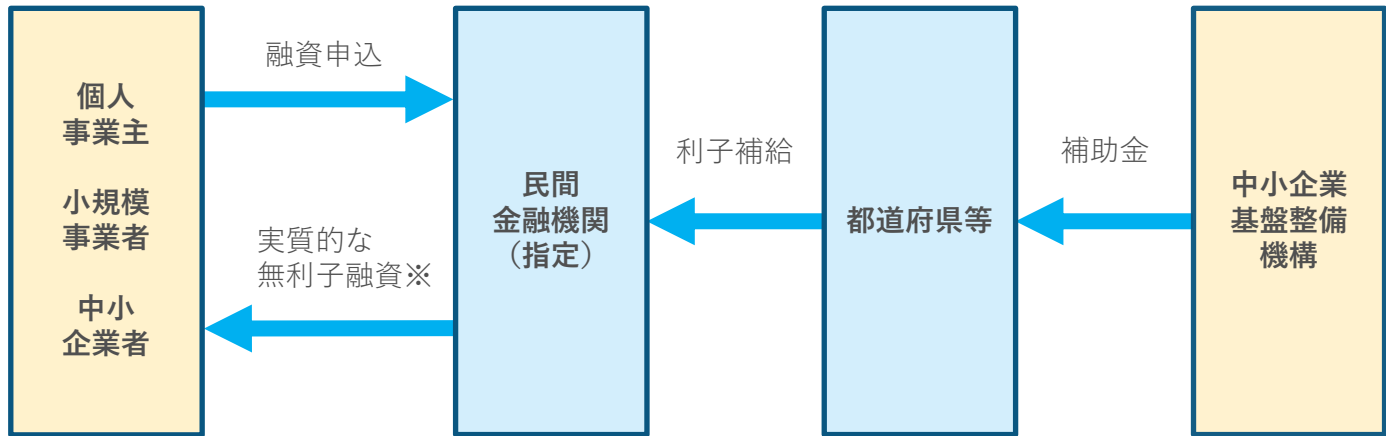


中小企業基盤整備機構は、中小企業者等を対象として設立された都道府県等の制度融資に対して、利子相当分を助成することにより、実質的な無利子化とし、一層の資金繰りを支援いたします。

【事業スキーム図】



※実質的な無利子融資の方法としては、融資実行段階から無利子となる「リアルタイム方式」と、事業者が利子額を一旦支払った後に都道府県等から支払った利子額の支給を受ける「キャッシュバック方式」があります。各制度融資によって、この方式の取り扱いは異なりますので、詳細は各都道府県等の制度融資をご確認ください。

対 象 者	① 個人事業主 (事業性のあるフリーランスを含み、小規模事業者に限る)	売上高 ▲ 5 % 以上
	② 小規模事業者 (①を除く)、中小企業者	売上高 ▲ 15 % 以上
融 資 上 限 額	6,000万円(拡充前4,000万円)	
担 保	無担保	
融 資 期 間	10年以内(据置期間5年以内を含む)	
無 利 子 期 間	当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利	

※別途、保証料を負担いただく必要があります。保証料についても補助がございます。

※融資上限額については、拡充時期が都道府県等により異なります。